

令和7年3月10日

関係者各位

行政処分に関する改善状況について

謹啓

特別養護老人ホーム長船荘の運営に当たりましては日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年12月16日付けで、岡山県知事から身体的虐待及び心理的虐待を理由とする行政処分を受けたことに伴い、次のとおり、改善に取り組んでいますのでお知らせします。

1 研修（2月実施分）

日付	内容	目的	対象者
10	虐待防止・身体的拘束廃止【座学】	身体的虐待の再発防止に関する知識習得	全職員
10.11	虐待防止・身体的拘束廃止【介護技術】	身体的虐待の再発防止に関する技術習得	介護職員
20	カスタマーハラスメント防止研修【座学】	コンプライアンスの向上及び職場環境の改善	全職員
26	接遇研修【座学】	接遇に関する知識習得	全職員
27	認知症高齢者ケア【座学】	認知症に関する知識習得	全職員

上記のうち、虐待防止・身体的拘束廃止【介護技術】については、当面の間、毎月継続して実施します。

なお、実施に当たっては、入所者様ひとりひとりに寄り添った指導を受け、より質の高い介護を目指しております（別紙参照）

また、2月以降も研修等を継続することで更なる改善を図り、再発防止に努めます。

2 虐待防止・身体的拘束等の適正化のための指針を整備

現行のマニュアルに追加して、2月に開催する委員会において、老施協のモデルを参考に制定しました。

3 居室内への監視カメラの追加

設置に当たりご家族の同意書が必要となりますので、お手数ですが必要事項を記載の上、ご返信ください。

4 介護職員の人材育成

外部専門家によるヒアリングを実施中です。

5 職場環境改善

就業規則を改正し、特別休暇を増やしました。更に働きやすい職場に改革します。

6 地域交流事業の取組

ご家族の施設見学、ボランティア受け入れ等を行います。

ご家族の施設見学について、外からガラス越しになりますが、入居者様の居室を見学いただきたいと思います。ご希望される人はお電話ください。

7 第三者評価の受審

岡山県から「実施した措置について、自ら行う評価に留まらず第三者評価などの外部の者による客観的な評価を加え、その効果を検証すること」と指摘されていることから、受審に向けて情報収集を行っております。

8 その他

- (1) 長船荘で働きたい人がいましたらご紹介ください。
- (2) 入所者様の中には、長船荘の食事では満足できず、外出してお好み焼きや寿司が食べたいという意見がありました。このことを踏まえ、職員が入所者様及びご家族につきそって外食いただく機会を作りました。ご希望の方はご連絡ください。
- (3) カスタマーハラスメント研修を実施した結果、残念ながらカスタマーハラスメントに該当する事例が複数ありました。職員の安全確保等のため、長船荘からの退所等について協議させていただく場合がありますので、ご了承願います。
- (4) 連絡先に変更があったときには、速やかに長船荘までお知らせください。長船荘から電話して連絡がとれず、困る事例が発生しています。

謹白

【連絡先】(電 話) 0869-26-5068

(メール) osafune@d9.dion.ne.jp

(FAX) 0869-26-5089